

(振動規制法施行令第1条 別表第1)

特定施設機械(振動)

機械	
1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1 kw以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5 kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシーン（原動機の定格出力が2.95 kw以上のものに限る。） 並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が10 kw以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーガー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2 kw以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2 kw以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kw以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）